

尼崎市特定不妊治療費助成事業

尼崎市では、体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）を受けられたご夫婦（ 1 ）に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の助成を行っています。

《受付期間》 申請の受付期間は、治療を終了した日から3か月以内です。

《事業概要》

事業実施主体	尼崎市
助成対象者 (と の両方に該当している方が対象)	尼崎市内に住所を有する法律上の婚姻をしているご夫婦 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている
助成内容	<u>治療1回あたり(2)15万円を上限に、1年度目(3)は年3回、2年度目以降は年2回まで(通算5か年度、通算10回まで)を限度に助成</u>
所得制限	夫婦合算した前年(1月から5月までに申請する場合は前々年)の所得額が <u>730万円未満</u> (詳しくは申請受付窓口までお問い合わせ下さい)
治療実施医療機関	特定不妊治療実施医療機関として指定された医療機関(都道府県・政令指定都市・他の中核市で指定された医療機関も含まれます。)厚生労働ホームページ等で公表しています。
申請受付	申請受付、問い合わせの窓口は、尼崎市保健所健康増進課
申請書配布	地域保健担当及び尼崎市保健所健康増進課、市内指定医療機関
申請関係書類	尼崎市特定不妊治療費助成申請書(夫婦別々の印鑑が必要です) 尼崎市特定不妊治療受診等証明書(領収書の原本が必要です) 尼崎市に居住する法律上のご夫婦であることを証明する書類 (原則として続柄が記載された住民票の写しです。ご夫婦が世帯主でない場合、夫婦別世帯の場合、外国籍を有する場合などは他の書類が必要です) ご夫婦それぞれの所得証明書(市町村発行の住民税課税証明書) (市民税県民税の申告をされていない人は申告手続きが必要です) は、ご本人達の同意があれば市が確認し、書類の提出を省略できる場合があります。尼崎市に転入された方については、書類の提出手続きが必要になります。詳しくはお問い合わせください。
支給方法	申請書等審査し、承認したときには、口座振込みにより支給

1 採卵に至らない場合(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。
(具体的には裏面図G、H)

2 「1回の治療」とは、採卵の準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさします。(具体的には裏面図A～F)

3 1年度とは4月1日から翌年3月31日までです。

なお、治療の終了日と申請が受理された日が年度をまたがる場合は、申請が受理された日の属する年度になります。

《相談・問い合わせ先》

尼崎市保健所健康増進課 電話：06 - 4869 - 3053 (裏面の一覧表をご欄ください。)

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成と助成対象範囲

治療内容	採卵まで				採精(夫)	胚移植						助成対象範囲	
	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(点滴薬)	(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与(注射)	採卵	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)		新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				(胚移植のおおむね2週間後) 妊娠の確認
						胚移植	黄体期補充療法		(自然周期で行う場合もあり) 薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施												助成対象	
B 凍結胚移植を実施 1													
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 2													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外	
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

- 1 B:採卵・受精後、1~3 周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行なうとの主治医の治療方針に基づく治療を行った場合。
 2 D:「患者の体調悪化により、胚移植はもはやできない」と主治医が診断した場合に限ることを原則とします。主治医の治療方針が「数周期の間をあけて患者の体調回復を待ち、胚移植を実施する」という方針である場合は、治療継続中とみなし、Bに当たります。

相談・問い合わせ先(申請用紙配布窓口)一覧

申請用紙配布・受付窓口 電話 4869 - 3053 〒 660-0052 尼崎市七松町 1 - 3 - 1 502 JR 立花駅前フェスタ立花南館 5 階

期限内の申請が困難な場合は、事前にご相談ください。

申請用紙の配布は尼崎市保健センター各地域保健担当でも実施しています
 市のホームページ妊娠・関連情報からダウンロード出来ます。

中央地域保健担当(中央支所内)	電話 6413 - 5391	開明町 2 - 1 - 1
小田地域保健担当(小田支所内)	電話 6401 - 5515	長洲中通 1 - 6 - 10
大庄地域保健担当(大庄支所内)	電話 6416 - 0171	大庄西町 3 - 17 - 11
立花地域保健担当(立花支所内)	電話 6429 - 7001	栗山町 2 - 24 - 3
武庫地域保健担当(武庫支所内)	電話 6433 - 6501	武庫元町 1 - 33 - 9
園田地域保健担当(園田支所内)	電話 6492 - 1651	御園 1 - 23 - 8